|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 第１章　総則 |  |  |  |  |
|  | Ⅰ．総則 |  |  |  |  |
|  | 第２章　性能基準 |  |  |  |  |
|  | Ⅰ．通則 |  |  |  |  |
|  | 1.　適用範囲住宅に使用する玄関ドアで、環境の保全に寄与する特長を有し、共同住宅用玄関ドアにおいては、防犯性の向上に寄与する特長を有するものに適用する。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.　用語の定義 |  |  |  |  |
|  | **3.　種別**a）玄関ドアには表－1のとおり種別を設ける。表－1　種別

|  |
| --- |
| 種　別 |
| 共同住宅用玄関ドア戸建住宅用玄関ドア |

 | 図書 | □ |  |  |
|  | b）種別の定義1）共同住宅用玄関ドア：主にＲＣ造の共同住宅に使用する鋼製両面フラッシュドアで、開き形式及び引き形式のものをいう。 |  |  |  |  |
|  | 2）戸建住宅用玄関ドア：主に戸建住宅に使用するドアで、開き形式のものをいう。 |  |  |  |  |
|  | 4.　部品の構成a）標準的な構成部品は表－2による。表－2　構成部品

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 構　成　部　品　名 | 構成の別(注) | 備 考 |
| 共同住宅用 | 戸建住宅用 |
| 枠材 | 上枠、竪枠 | ● | ● |  |
| くつずり（下枠） | ● | ● |  |
| 方立材 | △ | △ |  |
| 無目材 | △ | △ |  |
| 扉材 | 表面材、フラッシュ板 | ● | ● |  |
| 框材 | ● | ● |  |
| エッジ材 | ● | ● |  |
| 充填材及び芯材 | ● | ● |  |
| 押し縁 | △ | △ |  |
| 額縁 | △ | △ |  |
| 付属部品 | ドアガード・用心鎖類 | ● | ○ | いずれか一種類を使用すること。 |
| ドアアイ | ● | ● |  |
| 丁番類（ヒンジ） | ● | ● | 開き戸 |
| レール | ○ | ― | 引き戸 |
| 戸車 | ● | ― | 引き戸 |
| 新聞受 | △ | △ | 新聞差入れ口及び新聞受箱を組合せたもの。 |
| 通気装置 | △ | △ |  |
| 上げ落とし類 | △ | △ | 親子開き戸 |
| 定規縁 | △ | △ |  |
| 気密材 | △ | △ |  |
| ガラス | △ | △ |  |
| 補強添板類 | ● | ● |  |
| 主錠 | ● | ● | 共同住宅用玄関ドアの場合は、優良住宅部品として認定された玄関ドア用錠前を使用すること。 |
| 補助錠 | △ | △ |
| ドア･クローザ | ● | △ | 共同住宅用玄関ドアの場合は、優良住宅部品として認定されたドア・クローザを使用すること。 |

注)構成の別●：（必須構成部品）住宅部品としての基本機能上、必ず装備されていなければならない部品及び部材を示す。○：（セットフリー部品）必須構成部品のうち、販売上必ずしもセットしなくてもよい部品及び部材を示す。△：（選択構成部品）必須構成部品に選択的に付加することができるもので、必ずしも保有しなくてもよい部品及び部材を示す。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **5．材料**a）必須構成部品、セットフリー部品及び選択構成部品に使用する材料の名称及び該当するJIS等の規格名称を明確化したもの、又は、JIS等と同等の性能を有していることを証明したものを対象とする。　　＜例示仕様＞表－3　材料

|  |  |
| --- | --- |
| 材料名 | 該当するＪＩＳ等の規格名称 |
| 鉄鋼 | a) JIS G3302:2022（溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯）のF12にクロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。b) JIS G3131:2018（熱間圧延軟鋼板及び鋼帯）又はJIS G3141: 2021（冷間圧延鋼板及び鋼帯）に溶融亜鉛めっき（呼び亜鉛付着量180g/m2）を施した後、クロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。 c) JIS G4304:2021（熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）又はJIS G4305:2021（冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯）に定めるSUS304。 |
| アルミニウム合金 | JIS H4000:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金の板及び条）又はJIS H4100:2022（アルミニウム及びアルミニウム合金押出形材）の表面にJIS H8602: 2010（アルミニウム及びアルミニウム合金の陽極酸化塗装複合皮膜）のＡ1、Ａ2、Ｂ種又はこれと同等以上の表面処理を施したもの。 |
| プラスチック | JIS A5558:2010（無可塑ポリ塩化ビニル製建具用形材） |
| 木材 | 製材の日本農林規格、建具材の日本農林規格、集成材の日本農林規格、普通合板の日本農林規格又は特殊合板の日本農林規格 |
| ガラス | JIS R3202:2022｢フロート板ガラス及び磨き板ガラス｣､ JIS R3203:2017｢型板ガラス｣､ JIS R3204:2014｢網入板ガラス及び線入板ガラス｣､ JIS R3205:2005｢合わせガラス｣､ JIS R3206:2023｢強化ガラス｣､JIS R3208:1998｢熱線吸収板ガラス｣又はJIS R3209:2023｢複層ガラス｣ |

 | 図書 | □ |  |  |
|  | 　　表－4　構成部材の材料

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 部位 | 構成部材 | 材　　　料 |
| 枠 | 上枠、竪枠 | JIS G 3302：2022 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)のF12に、クロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。ステンレスくつずりを使用する場合は、JIS G 4304：2021(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)又は、JIS G4305：2021(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によるSUS 304とする。 |
| くつずり |
| 扉 | 表面板 | JIS G 3302：2022 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)のF12に、クロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。JIS K 6744：2023(ポリ塩化ビニール被覆金属板及び金属帯)のB種SE又はSG。 |
| 充填材 | JIS A 9504：2017(人造鉱物繊維保温材)によるグラスウール保温板2号24K、又は水酸化アルミ無機シートコア有機量40％以下のものに限る。 |
| 補強、添板類 | ｱﾝｶｰﾌﾟﾚｰﾄ、錠前、用心鎖類の裏板 | JIS G 3302：2022 (溶融亜鉛めっき鋼板及び鋼帯)のF12に、クロメート処理又はクロメートフリー処理等の表面処理を行ったもの。JIS G 3131：2018(熱間圧延軟鋼板及び鋼帯)にJIS H 8610：1999(電気亜鉛めっき)のEp－Fe／Zｎ8／CM以上のめっき処理を行ったもの。 |
| 丁番、ドア・クローザの裏板 |
| 丁番 | JIS G 4304：2021(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によるSUS304。但し、軸心は、JIS G 3101：2022(一般構造用圧延鋼材)によるSS400。 |
| ドアアイ(防犯メガネ) | 筒部は、黄銅又は、黄銅性クロームメッキ。レンズ部は、ガラス又は、JIS K 6717：2006(プラスチック-ポリメタクリル酸メチル（ＲＭＭＡ）成形用及び押出用材料)に適合するメタクリル樹脂製のもの(視覚160°)。 |
| ドアガード用心鎖類 | JIS G 4304：2021(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)又は、JIS G4305：2021(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)によるSUS 304。JIS H 5301：2009(亜鉛合金ダイカスト)によるZDC2。 |

 | 図書 | □ |  |  |
|  | 6.　施工の範囲 |  |  |  |  |
|  | 構成部品の施工範囲は、原則として次による。a）枠アンカーの躯体への固定及び枠アンカーとドア枠の固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 戸の吊り込み、調整及び固定（引き戸にあっては、戸車の調整 | 図書 | □ |  |  |
|  | c）選択構成部品の取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | **7.　寸法** |  |  |  |  |
|  | a) 戸の寸法公差及びモジュール呼び寸法戸の製品（完成品）に対する寸法公差及びモジュール呼び寸法は､JIS A 4702:2021「ドアセット」によるものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 付属部品等の互換性標準的な共同住宅用玄関ドアの、玄関ドア用錠前及びドア・クローザの取付寸法は、図-1、図-2、図-3、図-4及び図-5に適合するものを対象とする。図-1　（レバーハンドル）　図-2　（レバーハンドル錠）図-3（プッシュプル　　　　図-4（開き戸用ドア・クロルハンドル錠）　　　　　　ーザ）　　　　　対象外　図-5　（引き戸用ドア・クローザ） | 図書 | □ |  |  |
|  | c）ドアの寸法1) 玄関ドアは、幅及び高さを明確にしたものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 共同住宅用玄関ドアの有効幅員有効幅員が、750㎜以上のものを対象とする。ただし、引き戸においては800㎜以上のものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 共同住宅用玄関ドアの呼び寸法は、幅800㎜、高さ1900㎜又は2000㎜を標準として含むものを対象とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | Ⅱ．要求事項１．住宅部品の性能等に係る要求事項1.1　機能の確保a）ドアの気密1）開き形式の気密性は、「建具の気密性試験」を行い、JIS A 4702:2021「ドアセット」の「5.性能」に定める気密性等級A-2、A-3、A-4のいずれかに適合すること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | 2）引き形式の気密性を表示する場合は、「建具の気密性試験」を行い、JIS A 4702:2021「ドアセット」の「5.性能」に定める気密性等級A-2、A-3、A-4のいずれかに適合すること。＜試験：JIS A 1516:1998「建具の気密性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b）ドアの水密開き形式及び引き形式の水密性を表示する場合は、「建具の水密性試験」を行い、JIS A 4702:2021「ドアセット」の「5.性能」に定める水密性等級W-1、W-2、W-3、W-4のいずれかに適合すること。＜試験： JIS A 1517:2020「建具の水密性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | e）開閉操作時の発生音ドアは、開閉操作時に不快音を発しないこと。 | 現物 | □ |  |  |
|  | d）ドアの操作性ドアは、次の操作性を満たしていること。1）ハンドル、ドアガード又は用心鎖類の操作部は、使いやすいこと。プッシュプルハンドル（グリップハンドルを含む）にあっては、力をかけやすい形状であること。また、引き戸の把手等の取り付け位置は扉の開閉時にドアの枠等が手に当たらない場所であること。 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | 2)親子開き戸にあっては、後開き扉が固定できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 戸の開閉力①　共同住宅用玄関ドアの開き戸は、戸が初動時35Ｎ・ｍ以下の力で開放できるドア・クローザを取付けること。②　共同住宅用玄関ドアの引き戸は、戸が初動時20Ｎ以下の力で開放できるドア・クローザを取付けること。③　戸建住宅用玄関ドアの開き戸は、「建具の開閉力試験」を行い、戸が50Ｎ以下の力で開放できること。＜試験： JIS A 1519:2020「建具の開閉力試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 4)ドア･クローザ①　ドア・クローザは、開閉速度の調整が行えること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　ドア･クローザの性能は別に定める「優良住宅部品認定基準（ドア・クローザ）」によること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5)　取っ手の形状レバーハンドル、引き手、プッシュプルハンドル（グリップハンドルを含む）のいずれかとすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 6)　錠前錠前は、内外両側から施解錠が容易に行える機構であり、錠前の施解錠状態が室内側から確認できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 7)新聞受①　新聞差入れ口の有効開口寸法は、幅は210mm以上、高さは30mm以上とし、新聞を保持又は収納できる構造であること。②　差入れ口カバーは、常時閉鎖状態になる構造であること。また、開き角度は差入れ口の開き寸法が、30mm以上確保できるものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 8)通気装置（通気装置が取付く場合）①　ドアを閉じたまま通気できる構造であること。②　室内側の操作ツマミ等により簡単な操作で開閉できる構造であること。③　防虫網等により通気時の虫の侵入を防ぐ構造であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | e）ドアの断熱1）開き形式の断熱性は、試験又は計算を行い、熱貫流率が表－5に定める名称のいずれかに適合すること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | 2）引き形式の断熱性を表示する場合は、試験又は計算を行い、熱貫流率が表－5に定める名称のいずれかに適合すること。＜試験：BLT FD－01①「断熱性試験（測定法）」又は、JIS A4710：2015（建具の断熱性試験方法）計算：BLT FD－01②「断熱性試験（計算法）」＞表－5　ドアの断熱性

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 名称 | 断熱性（熱貫流率\*1） | 備考 |
| H-1型 | 4.07 ＜Ｕ≦4.65 | 旧名称４型 |
| H-2型 | 3.49 ＜Ｕ≦4.07 | 旧名称３型 |
| H-3型 | 2.91 ＜Ｕ≦3.49 | 旧名称２型 |
| H-4型 | 2.33 ＜Ｕ≦2.91 | 旧名称１型 |
| H-5型 | 1.90 ＜Ｕ≦2.33 | 旧名称Ｓ型 |
| H-6型 |  Ｕ≦1.90 |  |

＊１：Ｕは熱貫流率を表し、単位は" W／(㎡・K)" とする。 | 試験 | □ |  |  |
|  | f) ドアの結露対策ドアは、結露水に対して対策を講じてあること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | g）ドアの遮音1）開き形式の遮音性は、「実験室における建築部材の空気遮断性能の測定方法」に基づく試験を行い、100Hz～2,500Hzの範囲の1/3オクターブバンド毎の音響透過損失の算術平均値が表－6のいずれかに適合すること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | 2）引き形式の遮音性を表示する場合は、「実験室における建築部材の空気音遮断性能の測定方法」に基づく試験を行い、100Hz～2,500Hzの範囲の1/3オクターブバンド毎の音響透過損失の算術平均値が表－6のいずれかに適合すること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | 3）試験体については、JIS A 4702:2021「ドアセット」の9.9遮音性試験によること。＜試験：JIS A1416:2000「実験室における建築部材の空気遮断性能の測定方法」＞表－6　透過損失等級

|  |
| --- |
| 1　　100 Hz ～2,500Hzの範囲の1/3オクターブバンド毎の音響透過損失の算術平均値 |
| 25dB以上 |
| 20dB以上 |

 | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.2　安全性の確保1.2.1　機械的な抵抗力及び安定性の確保a）ドアの耐風圧開き形式及び引き形式の耐風圧性は、「建具の耐風圧性試験」を行い、JIS A 4702:2021「ドアセット」の「5．性能」に定める等級S-2、S-3、S-4、S-5、S-6のいずれかに適合すること。＜試験： JIS A 1515:1998「建具の耐風圧性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b）戸のねじり強さ開き扉のねじり強さは、「ドアセットのねじり強さ試験」を行い、等級40（400N）、60（600N）のいずれかの載荷荷重で開閉に異常がなく、使用上支障がないこと。＜試験： JIS A 1523:1996「ドアセットのねじり強さ試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c）戸の吊り下げ強さ開き戸の吊り下げ強さは、「ドアセットの鉛直裁荷試験」を行い、等級50（500N）、75（750N）、100（1000N）のいずれかの載荷荷重で残留変位が３㎜以下で、開閉に異常がなく、かつ、使用上支障がないこと。＜試験： JIS A 1524:1996「ドアセットの鉛直裁荷試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | d）かまち引き戸の戸先かまち強さ耐風圧性　JIS A 4702:2021「ドアセット」のＳ－5(旧等級240)等級以上のガラス入りかまち引き戸の場合の戸先強さは、「建具の戸先かまち強さ試験方法」に基づく試験を行い、50Ｎで面内方向、面外方向のたわみがそれぞれ1㎜以下、3㎜以下であること。＜試験： JIS A1522:1996「建具の戸先かまち強さ試験方法」＞  | 試験 | □ |  |  |
|  | e）戸の耐衝撃戸の耐衝撃性は、「ドアセットの砂袋による耐衝撃性試験」を行い砂袋の鉛直方向の移動量等級17（170㎜）、50（500㎜）、100（1000㎜）のいずれかからの１回の衝撃で有害な変形がなく、開閉に支障がないこと。＜試験： JIS A 1518:1996「ドアセットの砂袋による耐衝撃性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | f）ドアガード又は用心鎖類の強度1）ドアガードの強度は「用心鎖及びガードアームの引張試験」により、3000Ｎの載荷を1分間保持し、除荷した後の使用に支障をきたさないこと。なお、試験においては破壊荷重も測定し記録すること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | 2）用心鎖類の強度は「用心鎖及びガードアームの引張試験」により、3000Ｎの載荷を1分間保持し、除荷した後の使用に支障をきたさないこと。＜試験： JIS A 1510-2:2019「建築用ドア金物の試験方法－第2部：ドア用金物」の6.5用心鎖及びガードアームの引張試験＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | g）ドアの変形追随性1)　面内変形追随性玄関ドア（建物変形対応）とする場合の面内変形追随性は、「片開きドアセットの面内変形追随性試験方法」により、面内変形1/200時200Ｎ以下で扉が解放し、かつ、手動により閉扉できること。また、面内変形 1/120時500Ｎ以下で扉が開放すること。＜試験：JIS A1521:2018「片開きドアセットの面内変形追随性試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 2)　局部変形追随性玄関ドア（建物変形対応）とする場合の局部変形追随性は、縦枠（戸先側）中央部・上枠中央部に局部変形を与え、局部変形の変位が次の①及び②であること。①　縦枠中央部変位量８㎜時で開放力が500Ｎ以下であること。 | 試験 | □ |  |  |
|  | ②　上枠中央部変位量４㎜時で開放力が500Ｎ以下であること。（ただし、上枠のちり幅が6㎜以上である時は試験を省略できることとする。）＜試験：BLT FD-02「局部変形追随試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | h）玄関ドア（建物変形対応）の付属部品1)　使用する定規縁類は、変形追随に適した仕様のものとすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　使用するストライク板等は、変形追随に適した仕様のものとすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2.2 使用時の安全性及び保安性の確保a) 形状及び加工状態の安全性見えがかり箇所は、鋭角部、突起物等がなく、怪我をするおそれがないこと。 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | b) 防犯上の安全1）共同住宅用玄関ドアの場合は、「防犯性能の高い建物部品の開発･普及に関する官民合同会議」で定める次のすべての侵入手口に対し、侵入を５分間以上防ぐ防犯性能を有すること。①　こじ破り・受座壊し②　面材破壊（サムターン操作）③　戸板破り（侵入）＜試験：「防犯性能の高い建物部品の開発･普及に関する官民合同会議」により定められた　「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」（平成１９年１０月３０日公表）及び「ドア（Ｂ種）の防犯性能の試験に関する細則（平成１６年基準）」（平成１９年１０月３０日公表）による試験＞ | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）戸建住宅用玄関ドアの場合は防犯上、次の性能を有すること。①　彫り込み錠を使用する場合は、二重ロックとするか、または、定規縁等によりデッドボルトが外部から見えず、さわれない構造とすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　主錠のデッドボルトが外部から見えず、さわれない構造の場合以外は、補助錠が配備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　ドアアイは、外部からはずされない構造であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3）通気装置の通気口は、屋内が見通されず、錠前やドアガード類がはずされない構造であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c）ドアの安全1) 段差共同住宅用玄関ドアの場合は、くつずりと玄関外側の高低差は20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差は5mm以下であること。(品確法等級5に対応)　 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 自動閉鎖機能自動閉鎖機能を有する付属部品は、車椅子が安全に通過できるよう閉扉時間の調整が行えるもの（ディレードアクション機構等）は任意選択とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) ガラスガラスを使用する場合は、ガラスが破壊した際に破片が飛散しないように防止策が採られていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d）ドアの安全ガラスを使用する場合は、ガラスが破壊した際に破片が飛散しないように防止策が採られていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2.3 健康上の安全性の確保a) ホルムアルデヒドによる室内空気汚染への対策構成部品に使用する材料は、次による。1) 建築基準法施行令第20条の7第1項第1号に規定する第一種ホルムアルデヒド発散建築材料又は同項第2号に規定する第二種ホルムアルデヒド発散建築材料若しくは第三種ホルムアルデヒド発散建築材料のいずれにも該当しないものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2)　同条第４項に基づく国土交通大臣の認定を受けたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.2.4 火災に対する安全性の確保a) ドアの防火性　　共同住宅用玄関ドアは、次の特定防火設備であること。なお、通気装置を設ける場合は、防火ダンパー付きにすること。特定防火設備建設省告示第1369号に示す構造方法の特定防火設備、又は、建築基準法に基づく指定性能評価機関により60分以上の遮炎性能をもつ特定防火設備であると確認されたものであること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 1.3　耐久性の確保鋼製戸及び枠の下地防錆塗装の耐久性は、以下に示すa）～c）の性能が確保されていること。また、仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等製の鋼製戸及び枠の耐久性はd），e）の性能が確保されていること。　なお、試験に供する試験片に特に指定がない場合は、塗装仕様ごとに約70mm×150mm×原厚の平板とし、製品から切り出すか製品と同一生産条件で製作したものを用いる。a)　防錆塗装の塗膜厚さ鋼製戸又は枠に下地防錆塗装を施す製品の下地防錆塗装の塗膜厚さは、「塗料一般試験方法」の「膜厚」に基づく試験を行い、平均膜厚が規定膜厚以上、かつ、最低膜厚が規定膜厚の85%以上であること。＜試験：JIS K 5600—1-7:2014（塗料一般試験方法）第1部:通則-第7節:膜厚「5.2.4 測定法4A 厚さの差による方法」、又は、「5.5.6 測定法７C 磁気誘導膜厚計」、又は、「5.5.7 測定法7D 渦電流膜厚計」、又は、「6.3.4 測定法12A 磁気誘導膜厚計」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | b)　下地防錆塗装の付着性鋼製戸又は枠に下地防錆塗装を施す製品の下地防錆塗装の塗膜付着性は、「塗料一般試験方法」の「付着性（クロスカット法）」に基づく試験を行い、試験結果の分類0～2であること。＜試験：JIS K 5600-5-6:1999（塗料一般試験方法）第5部:塗膜の機械的性質-第6節:付着性（クロスカット法）＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | c)　 下地防錆塗装の耐食性鋼製戸又は枠に下地防錆塗装を施す製品の下地防錆塗装の塗膜耐食性は、「塗料一般試験方法」の「耐中性塩水噴霧性」に基づく試験を100時間行い、錆の発生がないこと。＜試験：JIS K 5600-7-1:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | d) 仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等製鋼製戸及び枠の耐食性「塗料一般試験方法」の「耐中性塩水噴霧性」に基づく試験を500時間行い、著しい錆の発生、著しい塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等がないこと。なお、試験体は、実際の戸及び枠のコーナー部より約20cm×20cmの大きさで採取し、その切断面は防錆処理等によりシールを行い、切断面は評価の対象外とする。また、試験体は各１体とする。＜試験：JIS K 5600-7-1:1999（塗料一般試験方法）第7部:塗膜の長期耐久性-第1節:耐中性塩水噴霧性＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | e)　 仕上塗装（工場出荷時）又は化粧鋼板等製鋼製戸及び枠の耐塩水性仕上塗装又は化粧鋼板等の鋼製戸及び枠の仕上げの耐塩水性は、「塗料一般試験方法」の「耐液体性（一般的方法）」に基づく試験を行い、試験片を塩化ナトリウム水溶液(濃度30g/ℓ)に96時間浸せき後、錆の発生、塗膜のふくれ、はがれ、割れ、浮き等がないこと。＜試験：JIS K 5600-6-1:2016（塗料一般試験方法）第6部:塗膜の化学的性質-第1節:耐液体性（一般的方法）「7 方法1（浸せき法）」7.4手順Ａ＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | f)　開き戸の開閉耐久性開き戸の開閉耐久性は、「ドアセットの開閉繰返し試験」により、開閉繰り返しを２０万回行い、試験後の状態が開閉に異常なく、使用上支障がないこと。なお、扉が確実に閉位置に収まる開閉動作ができる場合、当分の間はラッチングボルトは各開閉毎にストライクプレートに収めなくてもよいこととする。＜試験： JIS A 1530:2014「建具の開閉繰返し試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | g）引き戸の開閉耐久性引き戸は、開閉繰返し試験後の状態が開閉に異常なく、使用上支障がないこと。この時の試験回数は表－7による。＜試験： JIS A 1530:2014「建具の開閉繰返し試験方法」＞　　表－7　開閉耐久性の試験回数

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 共同住宅用 | 開き戸 | ２０万回 |
| 引き戸 | １０万回 |
| 戸建て住宅用 |

 | 試験 | □ |  |  |
|  | h)　気密用ガスケットの耐候性気密用ガスケットの耐候性は、「大気暴露試験方法通則」による直接暴露試験を1年以上、又は「高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法」のオープンフレームカーボンアークランプ（WS－A）の試験を250時間以上行い、試験終了後において使用上支障のないこと。＜試験：JIS Z 2381:2017「大気暴露試験方法通則」及び JIS A1415:2013「高分子系建築材料の実験室光源による暴露試験方法」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | i)　プラスチック製成型品の耐薬品性プラスチック製成形品は、亜塩素酸ソーダ、塩酸、水酸化ナトリウム、家庭用殺虫剤を各々試験体表面の平坦部に滴下させ24時間静置し、表面の汚染が容易に除去できない状態に汚染・浸食されないこと。＜試験：BLT FD-03「耐薬品性試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | j)　部材の耐久性異種金属間の腐食、プラスチック材料の異常劣化、木材のそり及び腐れ等により部材の耐久性を損なうことがないように措置されていること。 | 図書現物 | □ |  |  |
|  | k)　新聞受の耐久性　　新聞差入れ口のカバー及び取り出し口カバーは、差入れ口カバーについては50,000回、取り出し口カバーについては20,000回の開閉繰返し試験を行い、試験後の状態に異常がなく、使用上支障がないこと。＜試験: BLT FD-04「差入口カバーの開閉繰り返し試験」　　　　BLT FD-05「取出し口カバーの開閉繰り返し試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | l)　通気装置の耐久性　　通気装置の操作ツマミ等の開閉を10,000回繰り返し、試験後の状態に異常がなく、使用上支障がないこと。＜試験：　BLT FD-06 「通気装置等の開閉繰返し試験」＞ | 試験 | □ |  |  |
|  | 1.4　環境に対する配慮（引き形式のみ認定の場合は任意選択事項とする） |  |  |  |  |
|  | 1.4.1 製造場の活動における環境配慮製造場における活動が環境に配慮されたものであること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2　玄関ドアのライフサイクルの各段階における環境次の項目に適合すること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.1 材料の調達時等における環境配慮次のような材料の調達時等における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。a) 再生資源又はそれを使用した材料を調達していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | b) 調達のガイドラインを設けること等により、材料製造時の環境負荷が小さい材料を調達していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.2 製造・流通時における環境配慮次のような製造・流通時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。a) 製造工程の効率化や製造機器を高効率型にすること等により、製造時のエネルギー消費量の削減を図っていること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | b) 小型化、軽量化、部品設計、ユニット組み合わせの工夫等により、材料の使用量を削減していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | c) 製造時に発生する端材の削減又は再資源化に取組み、生産副産物の発生量の削減を図っていること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | d) 工場内で廃棄される梱包材料を削減するため、次のような取組みを行っていること。1) 調達する材料等の梱包材は、再生資源として利用が可能なダンボール等を選択し、既存の資源回収システムを活用していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 2) 調達する材料等の梱包材は、「通い箱」や「通い袋」等とし、繰り返し使用していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.3 施工時における環境配慮次のような施工時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。a) 再生資源として利用が可能な梱包材料又は再生資源を利用した梱包材料を使用していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | b) 梱包材が複合材のものにあっては、再生資源として分離が容易なものを選択していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | c) 梱包材にダンボールを利用する等、既存の資源回収システムが活用できること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.4 使用時における環境配慮次のような使用時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。a）断熱・気密性能を確保していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | b）厚生労働省「室内空気汚染に係るガイドライン」における13物質を使用しておらず、又はそれらの使用量、放散量が少ない材料を用いていること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.5 更新・取外し時における環境配慮次のような更新・取外し時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。a) 躯体等に埋め込むタイプのもの等は、他の住宅部品や躯体等へ影響を及ぼさないようにインターフェイスが適切であること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | b) 低騒音かつ低振動での更新が行えること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 1.4.2.6 処理・処分時における環境配慮次のような処理・処分時における環境配慮の取組みについては、その内容を明確にすること。a) 廃棄物の発生を抑制するため、次のような取組みを行っていること。1) 再資源化が容易な材料を使用していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 2) 種類ごとに材料名の表示があること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 3) 再資源化を実施していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | b) 廃棄時に汚染物を発生する有害物質は使用せず、又は使用量を削減していること。 | <選択>図書 | □ |  |  |
|  | 2 供給者の供給体制等に係る要求事項2.1 適切な品質管理の実施次のa）又はb）により生産管理されていること。a) ISO9001、JIS Q 9001の認定登録が維持されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 次のような品質マネジメントシステムにより生産管理していること。1) 品質管理以下の方法により品質管理が行われていること。①工程の管理ⅰ) 製品又は加工の品質及び検査が工程ごとに適切に行われていること。また、作業記録、検査記録などを用いることによりこれらの工程が適切に管理されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅱ) 工程において発生した不良品又は不合格ロットの処置及び再発防止対策が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 苦情処理が適切に行われると共に、苦情の原因となった事項の改善が図られること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③ 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）が適切に行われること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ④ 製造設備又は加工設備及び検査設備の点検、校正、検査、保守が適切に行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⑤ 必要な場合は、社内規格を整備すること。社内規格には以下のようなものがある。ⅰ) 製品又は加工品（中間製品）の検査に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅱ) 製品又は加工品（中間製品）の保管に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅲ) 製造設備又は加工設備及び検査設備に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅳ) 外注管理（製造、加工、検査又は設備の管理）に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | ⅴ) 苦情処理に関する事項 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) その他品質保持に必要な項目① 品質管理が計画的に実施されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 品質管理を適正に行うために、責任と権限が明確にされていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③ 品質管理を推進するために必要な教育訓練が行われていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2 適切な供給体制及び維持管理体制等の確保2.2.1 適切な品質保証の実施a) 保証書等の図書無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 無償修理保証の対象及び期間無償修理保証の対象及び期間は、部品を構成する部分又は機能にかかる瑕疵（施工の瑕疵を含む）に応じ、それぞれ次に定める年数以上でメーカーの定める年数とすること。ただし、免責事項として次に定める事項に係る修理は、無償修理保証の対象から除くことができるものとする。1）手動での開閉機能に係る瑕疵（戸建住宅用玄関ドアを除く）　5年2）1)以外の部分又は機能に係る瑕疵　２年＜免責事項＞１　住宅用途以外で使用した場合の不具合２　ユーザーが適切な使用、維持管理を行わなかったことに起因する不具合３　メーカーが定める施工説明書等を逸脱した施工に起因する不具合４　メーカーが認めた者以外の者による住宅部品の設置後の移動･分解などに起因する不具合５　建築躯体の変形など住宅部品本体以外の不具合に起因する当該住宅部品の不具合、塗装の色あせ等の経年変化または使用に伴う摩耗等により生じる外観上の現象６　海岸付近、温泉地などの地域における腐食性の空気環境に起因する不具合７　ねずみ、昆虫等の動物の行為に起因する不具合８　火災・爆発等事故、落雷・地震・噴火・洪水・津波等天変地異または戦争・暴動等破壊行為による不具合　　 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.2 確実な供給体制の確保製造等についての責任体制及び確実な供給のために必要な流通販売体制が整備・運用されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3適切な維持管理への配慮2.2.3.1 維持管理のしやすさへの配慮使用者、維持管理者等による維持管理がしやすく、製品や取替えパーツの交換作業が行いやすい製品として、次の基準を満たすこと。a）定期的なメンテナンス（事業者による維持管理をいう。以下同じ。）が必要な場合、専門の技術者等により、確実にメンテナンスが実施できること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 将来の製品や取替えパーツの交換に配慮されており、その考え方が示された図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.3.2 補修及び取替えへの配慮a）構成部品において、取替えパーツ(消耗品である場合はその旨)について明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 主要な構成部品について、設計耐用年数及びその前提を明確にしていること。1) 住宅部品の、正常な使用方法、メンテナンス方法、設置環境等使用環境に係る前提条件を明確にしていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 1)の条件のもと、耐久部品の設計耐用年数を設定しており、又は住宅部品の設計耐用年数を設定していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 取替えパーツの部品名、形状、取替え方法等が示された図書が整備されていること。また、取替えパーツのうち、消耗品については、交換頻度を明らかにすること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 住宅部品の生産中止後においても、取替えパーツの供給可能な期間を10年以上としていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4 確実な維持管理体制の整備2.2.4.1 相談窓口の整備a) 消費者相談窓口を明確にし、その機能が確保されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 消費者相談窓口やメンテナンスサービスの担当者に対して、教育訓練を計画的に実施していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.2 維持管理の体制の構築等維持管理の体制が構築されているとともに、その内容を明確にしていること。a) メンテナンス（有償契約メンテナンス（使用者等が任意で契約し、その契約に基づき実施される維持管理をいう。）によるものを除く。）を実施する体制を有すること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) メンテナンスの内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 有償契約メンテナンスを実施する場合にあっては、その内容、費用及び実施体制が図書等により明らかになっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 緊急時対応マニュアル、事故処理フロー等を整備し、その責任と権限を明確にし、それを明記した図書が整備されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.2.4.3 維持管理の実施状況に係る情報の管理メンテナンス又は有償契約メンテナンスにより行った、製品の瑕疵の補修及び保証に基づく補修に関する履歴情報（補修概要、製品型式、設置住所、補修日、補修実施者等をいう。）や、それに関連する情報を管理する仕組みを有し、その仕組みが機能していること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3 適切な施工の担保2.3.1 適切なインターフェイスの設定少なくとも次の内容が設計図書に記載されていること。1）取付け寸法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）取付け下地の処理 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3）構成部品、ビス等の規格 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2.3.2 適切な施工方法・納まり等の確保a）次のような施工方法・納まり等に関する事項について明確になっていること。1) 施工の範囲及び手順①　枠アンカーの既設ドア枠への固定と枠アンカーとドア枠の固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　戸のつり込み、調整及び固定 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　選択構成部品の取付け | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 施工上の留意事項等①　現場での加工・組立て・取付け手順 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　必要な特殊工具及び留意点 | 図書 | □ |  |  |
|  | ③　下地の確認、取付け後の検査及び仕上げ | 図書 | □ |  |  |
|  | ④　取合い部分についての標準納まり図 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3) 関連工事の留意事項①　取付け下地の要件及び施工方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | ②　その他関連工事の要件 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　当該施工方法・納まりが、他の方法を許容しない限定的なものであるか、他の方法も許容する標準的なものであるかについて明確になっていること。 | 図書 | □ | ・限定的・標準的 |  |
|  | c)　標準的な施工方法・納まりである場合は、標準的な施工方法・納まり等以外の方法について、必要な禁止事項及び注意事項が明確になっていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3 情報の提供に係る要求事項3.1 基本性能に関する情報提供少なくとも次の機能性、安全性、耐久性、環境負荷低減等の部品に関する基本的な事項についての情報が、わかりやすく表現され､かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、提供されること。a）気密・水密・耐風圧性能 | 図書 | □ |  |  |
|  | b）防火性能1）建築基準法に基づく特定防火設備 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）建築基準法に基づく防火設備 | 図書 | □ |  |  |
|  | c）戸の形式 | 図書 | □ |  |  |
|  | d）仕上げ・材質 | 図書 | □ |  |  |
|  | e）把手の形状 | 図書 | □ |  |  |
|  | f）各種寸法 | 図書 | □ |  |  |
|  | g）付属部品の種類・構成 | 図書 | □ |  |  |
|  | h）ホルムアルデヒド発散速度又は発散区分（ホルムアルデヒドを発散するものとして国土交通大臣が定める建築材料を使用する場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | i）玄関ドアを設置するために使用するシーリング材等にホルムアルデヒドの放散が少ない材料を選択する必要がある旨 | 図書 | □ |  |  |
|  | j）防犯性能 | 図書 | □ |  |  |
|  | k）通気部の有効開口面積（通気装置を設ける場合） | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.2 使用に関する情報提供a）少なくとも次の使用に関する情報が、わかりやすく表現されている取扱説明書により、提供されること。1）誤使用防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2）事故防止のための指示・警告 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3）製品の使用方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 4）使用者が維持管理するべき内容 | 図書 | □ |  |  |
|  | 5）日常の点検方法（一般的な清掃用具を使用しての清掃方法や清掃時の注意事項を含む。） | 図書 | □ |  |  |
|  | 6）故障・異常の確認方法及びその対処方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | 7）製品に関する問い合わせ先 | 図書 | □ |  |  |
|  | 8）消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 無償修理保証の対象及び期間を明記した、保証書又は取扱説明書等が所有者に提供されること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c) 上記保証書等には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険･損害賠償責任保険の付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.3 維持管理に関する情報提供少なくとも次の維持管理に関する情報が、わかりやすく表現され、かつ、容易に入手できるカタログその他の図書又はホームページにより、維持管理者等に提供されること。a）製品の維持管理内容（品質保証内容及び保証期間を含む）や補修の実施方法 | 図書 | □ |  |  |
|  | b) 取替えパーツの交換方法、生産中止後の取替えパーツの供給可能な期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | c）有償契約メンテナンスの有無及び内容 | 図書 | □ |  |  |
|  | d) 消費者相談窓口 | 図書 | □ |  |  |
|  | 3.4 施工に関する情報提供少なくとも次の施工に関する情報が、わかりやすく表現されている施工説明書等により、施工者に提供されること。a) 「2.3.2適切な施工方法・納まり等の確保」に係る情報。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　品質保証に関する事項。1）施工の瑕疵に係る無償修理保証の対象及び期間 | 図書 | □ |  |  |
|  | 2) 保険の付保に関する事項① 当該部品には、部品及び施工の瑕疵並びにその瑕疵に起因する損害に係る優良住宅部品瑕疵担保責任保険・損害賠償責任保険が付されていることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | ② 施工説明書等で示された施工方法を逸脱しない方法で施工を行なった者は、上記保険の被保険者として、施工に関する瑕疵担保責任及び施工の瑕疵に起因する損害賠償責任を負う際には保険金の請求をできることが明記されていること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | **Ⅲ．付加基準** |  |  |  |  |
|  | **1　高齢者・障がい者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加基準** |  |  |  |  |
|  | 玄関ドアで、高齢者・障がい者を含む誰もが安心して生活できる社会の実現に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。a）Ⅰ．総則4．部品の構成a）標準的な構成部品表－2の付属部品における戸建住宅用ドア・クローザは必須構成部品とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b）Ⅰ．総則7．ドアの寸法については、ドアの有効幅員が800㎜以上であること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | c）Ⅱ．要求事項1.住宅部品の性能等に係る要求事項1.1機能の確保 d）ドアの操作性3）戸の開閉力については、開き戸は、初動時30Ｎ・ｍ以下の力で開放できるドア・クローザを取付けること。 | 図書 | □ |  |  |
|  | d）Ⅱ．要求事項1.住宅部品の性能等に係る要求事項1.2安　全性の確保1.2.2使用時の安全性及び保安の確保c）ドアの安全1）段差については、戸建住宅用玄関ドアは高齢者等に配慮し、くつずりと玄関外側の高低差は20mm以下とし、かつ、くつずりと玄関土間の高低差は5mm以下であること。(品確法等級5に対応) | 図書 | □ |  |  |
|  | 2　防犯性の向上に寄与する特長を有する玄関ドアについての付加基準 |  |  |  |  |
|  | 戸建住宅用玄関ドアで、防犯性の向上に寄与する特長を有するものとして認定するものについては、次を満足すること。a)　Ⅰ．総則4.部品の構成a）標準的な構成部品表－2の付属部品における補助錠は必須構成部品とする。 | 図書 | □ |  |  |
|  | b)　Ⅱ．要求事項1.2安全性の確保1.2.2使用時の安全性及び保安性の確保b）防犯上の安全については、「防犯性能の高い建物部品の開発･普及に関する官民合同会議」で定める次のすべての侵入手口に対し、侵入を５分間以上防ぐ防犯性能を有すること。1）ドアこじ破り（受座壊し）2）切り破り（侵入）＜試験：「防犯性能の高い建物部品の開発･普及に関する官民合同会議」により定められた　「建物部品の防犯性能の試験に関する規則」（平成１９年１０月３０日公表）及び「建具の防犯性能の試験に関する細則（平成１６年基準）」（平成１９年１０月３０日公表）による試験＞ | 図書 | □ |  |  |